相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県松戸市小金きよしケ丘二丁目一番地四、最後の住所千葉県松戸市小金きよしケ丘二丁目一番地の四

被相続人　亡　板倉　浩行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月十二日

事務所千葉県松戸市松戸一一七六番地四　ディー・オー・ディー松戸駅前ビル四階　松戸総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　藤井　博文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都荒川区東尾久四丁目二三一二番地、最後の住所東京都北区田端新町二丁目二五番四―三〇一号アルシオン田端

被相続人　亡　岩﨑　成夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月十二日

東京都港区西新橋一―一―一五物産ビル別館四階弁護士法人ＩＴＪ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　百瀬　井一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区砧五丁目一七番、最後の住所東京都港区芝三丁目三四番一―一三〇三号

被相続人　亡　大髙　裕

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月十二日

東京都港区虎ノ門五丁目一三番一号虎ノ門四〇ＭＴビル二階虎ノ門総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　吉田　朋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県川口市大字石神一二〇四番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　青木喜代司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月十二日

事務所東京都港区虎ノ門一―一七―一虎ノ門五森ビル八階法律事務所フロンティア・ロー　相続財産管理人弁護士　上田　裕介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県今治市大浜町二丁目丙四二二番地、最後の住所東京都小平市花小金井五丁目二一番一八号

被相続人　亡　大成　幹夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月十二日

東京都国分寺市本町三丁目一三番一四号戸塚法律事務所

相続財産管理人　弁護士　戸塚　晃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都青梅市河辺町四丁目九番地七、最後の住所東京都青梅市成木一丁目六三四番地の七　九十九園

被相続人　亡　伊藤　山子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月十二日

事務所東京都新宿区三栄町二三番一号ライラック三栄ビル三階わかばの風法律事務所

相続財産管理人　弁護士　森田　太三

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市中区竹之丸六一番地、最後の住所東京都八王子市富士見町五番九号

被相続人　亡　柏原　大輔

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月十二日

東京都八王子市明神町四丁目五番三号橋捷ビル六階八王子総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大久保康裕

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月十二日

事務所東京都台東区浅草橋二丁目一七番地一、最後の住所東京都葛飾区高砂四丁目二番一七―一〇六号

被相続人　亡　根本　文枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月十二日

東京都千代田区六番町六番地二〇グランドメゾン六番町九〇一号室安田・遠藤法律事務所　相続財産管理人弁護士　遠藤由美子（登録姓　安田）

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市中央区関屋田町一丁目一三番地、最後の住所新潟市北区早通北一丁目六番一三号

被相続人　亡　泉谷　昇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月十二日

事務所新潟市中央区西堀通七番町一五五五番地日生第五ビル五階

相続財産管理人　弁護士　大田　陸介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県長野市篠ノ井岡田一八一四番地、最後の住所長野県長野市篠ノ井岡田一七六三番地三

被相続人　亡　加藤　直行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月十二日

長野県長野市大字南長野西後町一五五五番地柳沢ビル二階青木法律事務所

相続財産管理人　弁護士　青木　寛文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県島田市三ッ合町二六九四番地一、最後の住所静岡県島田市元島田九〇四三番地の四

被相続人　亡　木川　和壽

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月十二日

事務所静岡県静岡市駿河区南町一四番二五号　エスパティオ七〇六　あおば法律事務所　相続財産管理人　弁護士　鈴木　史浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市中村区十王町一四番地、最後の住所名古屋市中村区諏訪町三丁目五番二一号

被相続人　亡　土本　良法

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月十二日

名古屋市中区丸の内三丁目八番一〇号ＩＳＨ丸の内ビル三Ｅあゆみ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　景山　智也

第９期決算公告

平成25年9月12日　東京都渋谷区広尾五丁目19番15号

ＭＡＲＫ　ＳＴＹＬＥＲ株式会社

代表取締役　惠藤　憲二

貸借対照表の要旨　（平成25年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	9,310,547	流動負債	8,753,110
固定資産	4,377,585	（賞与引当金）	(82,080)
繰延資産	21,706	固定負債	1,137,284
		株主資本	3,819,444
		資本金	100,000
		資本剰余金	3,711,073
		資本準備金	1,981,616
		その他資本剰余金	1,729,457
		利益剰余金	8,370
		その他利益剰余金	8,370
		（うち当期純利益）	(306,071)
資産合計	13,709,839	負債・純資産合計	13,709,839